

半田市オープンカウンタ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する物品購入について、半田市財務規則（昭和46年規則第11号。以下「規則」という。）及び半田市物品等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則及び電子入札実施要綱の例による。

(参加資格)

第3条 オープンカウンタに参加できる者は、案件の公開日の前日から契約の相手方の決定までの期間において、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 半田市指名競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (3) 半田市指名審査等事務取扱要綱（昭和58年1月11日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 半田市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書（平成20年2月26日半田市長・愛知県半田警察署長締結）に基づく排除要請又は排除措置を受けていない者であること。
- (5) その他発注案件ごとに定める資格要件を満たす者であること。

(対象)

第4条 オープンカウンタの対象となる物品購入は、規則第172条で規定する随意契約ができる限度額以下の案件から、種目等を考慮して決定するものとする。

2 オープンカウンタの実施は、「あいち電子調達共同システム（物品等）」の電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

(紙見積りの承認)

第5条 オープンカウンタにおいて、紙見積りでの参加を希望する者は、見積受付期間終了時までに紙見積参加承認願（様式第1）（以下「承認願」という。）により市長の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認願の提出があった場合、市長は、電子入札実施要綱第14条第2項第3号及び4号の規定に該当する場合に限り、紙見積りでの参加を承認するものとする。

3 市長は、紙見積承認通知書（様式第2）により前項の審査結果を通知するものとする。

4 第2項の規定により紙見積りの承認を受けた参加者（以下「紙見積参加者」という。）は、次の各号に掲げる方法により紙見積りを行うものとする。ただし、市長が別に指定する場合は、この限りでない。

- (1) 使用する印鑑は、契約の締結、代金の請求等に使用する個人又は法人の代表者若しくは受任者のものとする。
- (2) 見積りにあたっては、指定の見積書（様式第3）を使用するものとする。

(3) 前項の見積書の提出締切日時は、オープンカウンタにおける受付締切日時と同一とする。

5 紙見積参加者が承認後に行った電子入札システムによる手続は認めないものとする。ただし、承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとする。

(仕様書等の公表)

第6条 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。

(同等品の提案及び承認)

第7条 参加者は、発注品の同等品を提案する場合は、案件ごとに定める期限までにその案件の発注課へ見本等を提示し、承認を得るものとする。

(仕様等に関する質問及び回答)

第8条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期限までに指定の方法で質問を行うものとする。

(見積書の提出)

第9条 参加者は、公表された仕様書等の内容に基づき見積書を作成し、指定の提出期限までに電子入札システムにより提出するものとする。

(資料の提出)

第10条 参加者は、見積書の提出に併せて資料の提出が必要な場合は、電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。

(参加資格の確認)

第11条 市長は、見積書の提出を受けた後において、第3条で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

(見積りの無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格を満たさない者のした見積り
- (2) 所定の日時まで所定の方法により到達しない見積り
- (3) 見積りに際して談合等による不正があった見積り
- (4) 記載事項に誤りがあり、又は記載事項の確認ができない見積り
- (5) 同一事項の見積りに対し、2以上の意思表示をした見積り
- (6) 紙見積りにおいて、記名及び押印のない見積り
- (7) 紙見積りにおいて、金額の表示を改ざん、又は訂正した見積り
- (8) 紙見積りにおいて、訂正及び抹消した箇所に押印のない見積り
- (9) その他あらかじめ指示した事項に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第13条 市長は、前条の各号に規定する無効事項に該当しない見積りをした者のうち、予定

価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方と決定する。

(電子くじによる相手方の決定)

第14条 前条の場合において、同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

2 紙見積参加者は、見積書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。なお、見積書に電子くじの番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者がいない場合の手続)

第15条 オープンカウンタを実施した結果、契約の相手方を決定することができなかった場合は、不調とする。

2 不調となった場合は、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者に対し、随意契約を前提とする紙見積書(様式第3)の提出を求めることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、不調となった場合は、仕様書等又は参加資格等を変更して、再度オープンカウンタを実施できるものとする。

(決定の通知)

第16条 市長は、契約の相手方が決定した場合は、次により決定業者にその旨を通知するものとする。

(1) 電子入札システムにより行った場合は、当該システムにより通知するものとする。

(2) 紙見積りにより行った場合は、電話又はその他確実な方法により通知するものとする。

(契約の公表)

第17条 市長は、契約の相手方を決定した場合は、電子入札システムにより次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 案件番号

(2) 発注所属

(3) 案件名称

(4) 納入場所

(5) 開札日

(6) 落札者

(7) 落札金額

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

オープンカウンタ (公開見積競争)
紙 見 積 参 加 承 認 願

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記1の発注案件については、下記2の理由により電子入札システムを利用した見積書の提出ができないため、紙見積りでの参加を承認してください。

記

1	案件名称	
2	電子入札システムを利用できない理由	<input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理 由 ()

様式第2 (第5条関係)

オープンカウンタ (公開見積競争)
紙 見 積 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

半田市長 印

年 月 日付けで承認願いを提出されました、下記の案件への審査結果を通知
します。

記

1	案件名称	
2	審査結果	紙見積りの参加を 1 承認する 紙見積りの受付期間内に、総務課まで提出のこと。 2 承認しない 理由 ()

様式第3 (第5条関係)

見 積 書

年 月 日

半 田 市 長 殿

見積者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり見積りします。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記事業の代金

- 1 事 業 名
- 2 事 業 場 所

くじ番号	
------	--

※3桁までの数字を記入すること

- (注) 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
- 2 訂正は抹消した箇所に押印すること。(金額の訂正はできない。)
- 3 金額の数字はアラビア数字を用い頭に「金」を記入のこと。